



# 7月は河川愛護月間です！

日野川河川事務所  
平成30年7月2日(月)

国土交通省では7月を河川愛護月間として定めており、その間実施される河川愛護運動は、地域住民、市民団体と関係行政機関等による流域全体の良好な河川環境の保全・再生への取り組みを積極的に推進するとともに、国民の河川愛護意識を醸成することを目的としています。

日野川河川事務所においても、毎年「河川愛護月間」のポスター・懸垂幕、「7月7日は川の日です」の横断幕等を事務所内外に掲示したり、また1日(日)には、河川に関わる市民団体、町内会、関係行政機関等と協力して、堤防、河川敷等に廃棄されたゴミの一斉清掃をみんなで行い、地域と一体となった良好な河川環境の保全・再生として河川の美化活動に取り組んでいます。

(日野川一斉清掃のことについては、事務所のホームページに別途「トピックス」として掲載します。)

## 日野川河川事務所による掲示状況



日野川堰管理橋の横断幕



日野川河川事務所の懸垂幕



日野川河川事務所掲示板のポスター